

## 令和5年度第2回埼玉県立図書館協議会 議事録

### ◇ 日 時

令和5年11月20日（月）午前10時00分から午前11時40分まで

### ◇ 場 所

久喜総合文化会館 研修室3 久喜市下早見140番地

### ◇ 出席者

#### （1）出席委員

須田俊弥委員、宮崎正子委員（オンライン）、市川紅美委員、杉本達洋委員、  
文屋芳浩委員、五十嵐静江委員、澁田勝委員、西山富由紀委員、松本直樹委員、  
山本達也委員

#### （2）図書館職員

##### 【熊谷図書館】

阿部正浩館長、川目晴久副館長、高野治子副館長、大久保泰担当部長  
川田明秀担当課長、宮崎達弥担当課長

##### 【久喜図書館】

今井久典館長、石原雅樹副館長、小熊ますみ副館長、神原陽子司書主幹  
関信子司書主幹、佐藤聖一司書主幹、小林千草司書

#### （3）教育局職員

中澤幹雄生涯学習推進課副課長

### ◇ 会議次第

- 1 開 会 [熊谷図書館 川目副館長]
- 2 あいさつ 埼玉県立久喜図書館長 今井 久典
- 3 委員紹介
- 4 事務局職員紹介
- 5 会議録署名委員の指名  
会長が、須田委員と澁田委員を指名し、了承された。
- 6 会議を公開することについての議決  
会長が公開とする旨を発言し了承された。  
また、本日の会議では傍聴者はいないことが確認された。
- 7 議事  
（1）埼玉県立図書館協議会サービス評価小委員会委員の指名について

資料1「埼玉県立図書館協議会サービス評価小委員会委員の指名について」に基づき説明

**【質疑】**

会 長：審議事項、構成、任期等について説明がありましたが、御質問、御意見がありますか。

会 長：御質問、御意見がないようですが、サービス評価小委員会委員に立候補する方はいらっしゃいますか。

会 長：いらっしゃらないようですので、事務局案はありますか。

事務局：では、事務局から推薦をさせていただきます。構成は図書館協議会委員4名となっています。4名の内、2名は慣例で公募委員をお願いしているところです。また、2名を学識経験者の方からとしています。事務局案としましては、公募委員である小西委員、澁田委員、学識経験者からは五十嵐委員及び松本会長をお願いしたいと考えております。小西委員については本日、ご欠席ですが内諾をいただいております。

会 長：いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

会 長：特に御意見はないようですので、今回はこの4名の方をお願いします。

(2) 埼玉県立図書館の障害者サービスについて

資料2「埼玉県立図書館の障害者サービスについて」に基づき説明

**【質疑】**

会 長：説明にあったように埼玉県立図書館は全国的にも活発に充実した障害者サービスを展開されています。では、御質問や御意見はありますでしょうか。

委 員：特にダイジェーとか視覚障害に係る情報提供やサービスについては理解ができました。一方で、発達障害などの子供たちが増えてきているという状況があり、大学にも障害のある学生がいます。そのような方たちに県立図書館としてどのようなサービスを展開しているのでしょうか。

事務局：大学も障害のある学生が増えてきている現状があり、いろいろな大学で障害のある学生の対応を学生支援室などで行っていることも理解しています。障害を持った方のニーズは多いと思いますが、障害を持った方が障害のある方を対象としたサービスを知らないことが多いと思います。例えば、大きな活字の本のことを知らない場合や図書館に行かなくても郵送に

よる資料の貸出ができるサービスなどがほとんど知られていないのではないかと思います。今の大きな課題は障害者の方はそのような資料やサービスを知らないということだと考えます。そのため例えば「りんごの棚」のように誰でも見ることができるよう資料を展示しています。障害者の方に働きかけるよりも家族や福祉関係者、学校関係者などの障害者を支援する立場の方にサービスについて知っていただくよう努めているところです。

委員：高齢者に対応したサービスについてお聞きします。高齢者の方は録音図書は簡単には利用できないと聞いたことがあります。視覚障害者などを主な対象とした録音図書をインターネットからダウンロードすることができるようですが、高齢者でもどのような方ならば利用できるのでしょうか。その利用方法も教えてください。

事務局：例えば音声デイジーは細かい字が見づらくなってきた高齢者には有効ではないかと考えています。この音声デイジーを利用するためには著作権法上、図書館の障害者利用サービスに利用者登録していることが必要になります。登録は障害者手帳の有無とは関係なく、来館又は電話でも実際に文字が見えない・分からないということを証明していただくことが条件になります。登録できればダウンロードできるサイトのIDやパスワードが発行されます。

一方で、録音資料のダウンロードではなく専用再生機を使用したいという方もいらっしゃいます。しかし、専用再生機は視覚障害者1級又は2級の方は安価に購入できますがそれ以外の方にとっては高価です。視覚障害者以外の方には一部のCDプレイヤーではデイジーを再生することができるものがあることから、それらの利用も紹介しています。なお、CDプレイヤーでも読み上げスピードの調整をすることができるものもあります。

委員：マルチメディアデイジーを制作されているということですが、どのように制作されているのか教えていただきたい。

事務局：マルチメディアデイジーの制作は電子書籍を制作するのと同様です。文字データ、音声データを作成し、それをソフトウェア上で同期しなければなりません。同期には相当時間を必要とします。写真やカットなどの画像はそのまま掲載することができますが、それらをどこにどのような大きさで入れれば見やすいだろうかということも考えなければいけません。また、音声デイジーと異なり、見ることができるので本には縦書き横書きの

違いもありそのようなことも総合的に勘案しながら制作していきます。

マルチメディアデイジーを作れる編集者は数人しかいない状況で、その方々が丁寧に相談しながら制作しています。

委員：マルチメディアデイジーの制作対象としてはどのような書籍を選んでいるのでしょうか。

事務局：どのような本をマルチメディアデイジーにしたらいいかということを図書館として検討しています。例えば絵本を専門とする子ども室の担当者と相談しながら選書をしたり、埼玉県の防災に関する書籍など、知的障害を持っている方も日頃知っておくべきものも対象としています。

委員：特別支援学校に勤務をしていた関係で各学校にマルチメディアデイジーなどを積極的に紹介していました。マルチメディアデイジーの教科書もありますあまり浸透していないと思います。また、特別支援学校では教室不足で学校図書館が減少しているという現状があります。学校によっては司書教諭の資格を持っている教員が図書館などを充実させています。また、知的障害を持っている児童生徒は絵本が好きなことが多く、小学部低学年ではデイジーや布の絵本などを活用して絵本の読み聞かせを行っています。しかし、一般の学校ではまだまだそれらの図書の活用が浸透していないのではないのでしょうか。一般の学校などで合理的な配慮を必要とする子供たちへのための教員への周知はどのようになっているのでしょうか。また、障害を持った子供たちが直接図書館に行くのは難しいため、教員や保護者、支援者が図書館を利用しながら様々な障害者サービスに係る資料を知って、活用につなげていければなどと思います。

また、特別支援学校には司書がないため学校図書館の支援も図書館で行っていると思いますが、学校図書館や司書教諭への支援の現状もお教えいただきたい。

事務局：特別支援学校以外の地域の学校にも発達障害などで特別のニーズがある子供たちが在籍しています。地域の学校では必ずしも図書室が充実しているわけではありません。読書が困難な障害を持っていることがわかるのがおよそ小学校1年生から2年生です。障害を持った子供たちがマルチメディアデイジーで読書をすることで読書を好きになるというケースもあります。そのため特別支援学校を含むすべての学校で障害者サービスに係る書籍等を活用していただきたいと考えています。教職員向け研修会などで

は、特別支援学校教職員だけでなくすべての学校種を対象とした年次研修などでも紹介できるように考えています。機会があればこちらから出向い  
て行って紹介することも考えています。

事務局：子ども読書推進担当では特別支援学校への運営相談を実施しています。実際に学校を訪問しまして、選書やレイアウトなど要望に対してきめ細かく相談に応じていくということに力を入れております。そのなかで障害者サービスに係る資料関係についても紹介をしたり、授業等での活用していただけるよう案内を差し上げています。

委員：熊谷市教育委員会に在任していたときにいろいろな講義を聞いてきましたが、今日の説明は様々な課題を感じている現場の教員の方にお聞かせをしたい。保護者は子どもの発達について心配されていることから、保護者が参加する新入生説明会などでも説明することも必要かと思いました。

事務局：いまは学校でもタブレットが整備されていて障害者サービスに係る資料を利用する上でいい環境が整えられています。しかし、保護者のなかには子供の発達にあった指導を必ずしも望まない方もいます。保護者の方の理解は非常に重要で、本来、学習は適時に行う必要があることを保護者に理解いただきたい。また、障害者サービスに係る資料を使うことで教室に紙の教科書とタブレットの教科書を利用する児童生徒がいることになりませんが、その違いを児童生徒が受け入れるということも必要です。その点では地域の学校で障害者サービスに係る資料を利用するためには教職員、保護者、児童生徒の理解が必要となってきます。図書館としては機会があれば働きかけてまいります。

委員：マルチメディアデイジーなどについて、必要とするユーザーがその情報を知る機会が少ないため、普及に力を入れていきたいという説明がありましたが、特に力を入れていることがあればお話しいただきたい。

事務局：「りんごの棚」のように資料を誰でも見れるように、子ども室や一般閲覧室の「見て聞いて感じるコーナー」に展示をしています。また、ポスターは効果が薄いと考え、昨年度はいろいろな資料やサービスを紹介する動画を作成しました。しかし、最終的なピーアールは地道な活動が大切ではないかと考えています。少しずつ利用者を増やしていくことやより良いサービスを提供することでの口コミでの広がりがあると思います。

会長：今後の方向性として伺いたい。国立国会図書館は資料のデジタル化を

進めていてテキストデータを作成しています。また、TTS（テキスト読み上げ）もかなり性能が上がってきています。そのようなことから視覚障害を持った方にとって読書という面では改善されているのではないかと考えています。県立図書館としては全県的なサービスを展開していくうえでどのような方向性を持っているのでしょうか。

事務局：読書バリアフリー法（視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律）を受けてアクセシブルな電子書籍というものを日本でも作ろうということで国や関係者が検討をしているところです。図書館の電子書籍配信サービスもアクセシブルにしようということで国立国会図書館からガイドラインが出されました。一般に販売されているものについてもアクセシブルにしようということで、今、経済産業省を中心に検討会が開かれています。日本は遅れていてヨーロッパなどでは2025年にはアクセシブルではない電子書籍の販売が禁止されることになっています。日本もそこまでは厳しくはありませんので、今後、ヨーロッパには遅れるもののアクセシブルな電子書籍が増えていくことが期待できます。アクセシブルな電子書籍が普及してきたときに県立図書館で作成している障害者サービスに係る資料が不要かというところではありません。専門書などではどのような図表か知りたいと思うとありますが、アクセシブルな電子書籍では合成音声で読み上げるということから図表とかの説明はありません。県立図書館が作る丁寧な図表を説明した資料は今後も必要だと考えています。

また、新しい電子書籍がでてきても、古い書籍は紙のままです。そのため重要な古い資料を必要とする方もいるので、県立図書館としては専門的な資料で必要とされるものを視覚に障害がある方も資料の中身のすべてがわかる障害者サービスに係る資料を今後も丁寧に作り続けていくことは変わらず、これこそ県立図書館に求められているのではないかと考えています。また、制作した資料が知られていないという点からもこれらを普及させることは課題と感じています。

一方でアクセシブルな電子書籍の読み上げ方法を利用者が知らないということもあります。そこで利用方法などをお教えしていくことなどの支援も図書館の役割ではないかと考えています。また、障害のない方もインターネットで検索する場合は、その方の知識等によって検索する範囲がある程度限定されますが、もっと多くの情報を取り出せるような支援をする読

書支援のようなことも図書館に求められていくのではないのでしょうか。障害者に対する利用支援や読書支援などが図書館に今後も求められていくのではないかと考えています。

会長：利用者に近いという点では丁寧に資料を作るとか利用支援や読書支援が図書館に期待されているのではないかと思います。

### (3) その他

事務局より、資料3「『図書館と県民のつどい埼玉2023』の開催について」に基づき説明。

#### 【質疑】

会長：昨年度はオンライン開催、今年度は対面開催ということで私も参加したいと考えています。特に今回いいのは出版社や書店が後援となっていることです。最近は図書館と出版業界との関係が難しいとされていることもありますが、そのような状況のなかで協力できるということはいいことです。全県的に図書館が行うイベントは他県でもありますが、埼玉県では県民も一緒にとされていることがよいのではと思います。

続いて事務局より、資料4「令和5年度関東・甲信越静地区図書館地区別研修について」に基づき説明。

## 8 閉 会

以上